

保税蔵置場許可の承継の承認について

標記のことについて、関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告します。

記

1. 承継後の法人の名称及び住所

DM三井製糖ホールディングス株式会社（法人番号：1010001034929）

（令和7年4月1日付けで、DM三井製糖株式会社に商号変更予定）

東京都港区芝五丁目26番16号

2. 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署）

DM三井製糖株式会社 千葉工場 保税蔵置場

千葉県市原市八幡海岸通2番16

（管轄：千葉税関支署）

3. 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

DM三井製糖株式会社（法人番号：8010001213162）

東京都港区芝五丁目26番16号

4. 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

DM三井製糖株式会社 千葉工場 保税蔵置場

千葉県市原市八幡海岸通2番16

5. 承継された許可期間

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 5月31日

令和7年3月18日

横浜税関長 山崎翼